

岡田事務所通信

令和3年3月号(第187号)

社会保険労務士法人岡田事務所
〒080-2471 帯広市西 21 条南 2 丁目 21 番 13 号
TEL : 0155-33-5535 FAX : 0155-33-5604
E-mail : support@office-okada.jp
URL : <http://www.office-okada.jp/>

健康保険料率、介護保険料率が変更になります

協会けんぽ北海道支部の健康保険料率が令和3年3月分より現行の10.41%から10.45%へ引き上げられます。又、介護保険料率(全国一律)については現行の1.79%から1.80%へ引き上げられます。なお今回の改定による協会けんぽの(新)健康保険料率及び介護保険料率は、本年3月分(4月支払給与から控除分)からの適用となります。

※ 被保険者ごとの保険料控除額については弊社より追ってお知らせ致します。

※ 令和3年度の雇用保険料率については変更ありません。

傷病手当金通算1年半受給可能に 改正法案を提出 厚労省

厚生労働省は傷病手当金の支給期間の通算化などの内容を盛り込んだ健康保険法等の一部改正法案を通常国会に提出しました。現行制度では、受給が可能な期間を支給開始日から1年6カ月としていますが、法案は支給開始日から通算して1年6カ月受給できるとしています。

職場復帰により一旦手当が不支給になり、その後同じ疾病・負傷で再度手当を受給する場合、職場復帰していた期間を除いて1年6カ月、手当の受給が可能になります。がん治療では、再発により入退院を繰り返すケースが多く、通算化を求める声が多数挙がっていました。施行は令和4年1月1日を予定しています。

外国人労働者 172 万人と最多 宿泊業・飲食業では減少

日本で働く外国人労働者は昨年10月の時点で172万人余りと、これまでで最も多くなったことが厚生労働省のまとめで分かりました。一方、産業別で見ると、新型コロナウイルスの影響で「宿泊業、飲食サービス業」は雇用の届け出が義務化された2007年以降初めて減少しました。

国籍別では初めてベトナムが最も多くなり44万3998人、次いで中国が41万9431人、フィリピンが18万4750人となりました。産業別で見ると、「医療、福祉」が26.8%、「建設業」は19%といずれも増加しました。一方で「宿泊業、飲食サービス業」はマイナス1.8%と企業に対して外国人労働者の雇用の届け出が義務化された2007年以降初めて減少しました。

コロナ解雇、累計8万7千人に 前月より増加加速

厚生労働省は新型コロナウイルス感染拡大に関連する解雇や雇い止めは、2月中旬時点で見込みを含めて累計が8万7450人に増加したと発表しました。2月は計2677人で、前月より増加ペースが上がっています。業種別では、製造業が1万8494人で最多となり、飲食業が1万1570人、小売業が1万1491人、宿泊業が1万709人、労働者派遣業が5407人の順で多くなっています。

都道府県別に見ると、東京都が2万623人で最も多く、続いて大阪府が7594人、愛知県が4798人、神奈川県が4153人、北海道が3402人となりました。



- 羊蹄山（京極町） -

◆ ご存知ですか？ ◆

【雇用調整助成金】

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に一時的に休業や教育訓練、出向などを行い、労働者の雇用の維持を図る事業主に、労働者の失業の予防や雇用の安定を図ることを目的とした助成金です。支給要件としては雇用保険の適用事業主で売上高や生産量が減少していること等があります。支給額は一人1日1万5千円を上限（コロナウイルス特例）とし、支払った休業手当の内容や企業規模等に応じて支給額が計算されます。今回のコロナウイルスの影響による場合の特例については令和3年4月末まで適用される予定です。

事務所より

あっという間に2月が終わり、年度末が近づいてきました。生活の1年の区切りは12月となると思いますが、仕事における1年の区切りは3月と感じている方も多いのではないのでしょうか？新卒社員の入社や転勤等もこの年度末に一斉に行われる事が多く、何かと慌ただしいこの時期ですが、新型コロナウイルスへの対応も日々行いながら、気持ち穏やかに新年度を迎えたいものですね。

人材紹介サービス等を行うエン・ジャパンが発表した転職支援サービス利用者を対象とした「コロナ禍での企業選びの軸の変化」調査結果によりますと4割が「コロナ禍で企業選びの軸が変わった」と回答したということです。コロナ禍を機に重視するようになった企業選びの軸は、「テレワークや副業ができるか」（42%）、「企業・事業の将来性」（38%）、「勤務時間・休日休暇・勤務地が希望に合うか」（35%）などとなっています。人材不足がどの業界でも顕著だったコロナ流行前の状況と比べると明らかな違いが出てきています。業種によってはコロナ流行前よりも人手不足感が収まり、人材が集まりやすくなった会社もあると思いますが、今後はコロナ禍で見えてきた様々な働き方について対応を行う必要が出てきているとも言えます。良い人材を集めるためには社内における働き方の選択肢を増やし、柔軟に対応できる職場環境が求められているように思います。

業務内容

社会保険労務士業務

- ・ 労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・ 就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・ 各種助成金・給付金等の申請
- ・ 人事・労務管理に関する相談・指導
- ・ 給与計算
- ・ その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出、帳簿書類の作成

行政書士業務

- ・ 建設業許可申請手続
- ・ 建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・ 指名競争入札資格審査申請手続
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・ 法人設立関係書類作成手続
- ・ その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

年度替わりを控え、時間外労働・休日労働の協定書（36協定）の準備を行っております。事業所と労働者代表の方の署名・押印等をご依頼させていただくことがありますので、よろしくお願い致します。36協定につきましては昨年度に続き、書式の変更があり、労働者代表者の選任についてチェックボックスが追加されておりますので、こちらもご確認の上、協定を締結していただきますよう、よろしくお願い致します。

